

一般社団法人 名古屋EAPコンサルタント協会 会員規定

(会員)

第1条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 個人資格会員

国際EAP協会認定CEAP（以下CEAP）もしくは、一般社団法人EAPコンサルティング普及協会認定EAPコンサルタント（以下EAPコンサルタント）の有資格者で、別途定めるEAP関連領域の資格や職務経歴を有しており、本会の活動に賛同して入会した個人。

(2) 個人一般会員

CEAPもしくはEAPコンサルタントの資格は有しないが、別途定めるEAP関連領域の資格や職務経歴を有し、本会の活動に賛同して入会した個人。

(3) 団体会員

本会の活動に賛助する団体・企業。

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、所定入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。

- 2 入会には、会員1名の推薦が必要である。
- 3 入会は、理事会によってその可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。
- 4 会員の資格は、入会承認後、年会費を納入した日に発生する。

(退会)

第3条 会員が退会しようとするときには、氏名、住所、退会の期日を記載の上、その旨を書面により理事に届け出なければならない。

- 2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。
- 3 年会費の滞納が1年度以上続いたときには、翌年3月31日をもって退会したものとみなす。

(入会金、年会費)

第4条 入会希望者は、会員区分に従い、原則として次の費用を納入しなければならない。

個人資格会員：入会金10,000円、年会費10,000円

個人一般会員：入会金10,000円、年会費10,000円

団体会員：入会金50,000円、年会費30,000円

- 2 年会費は、4月1日から次年3月31日までの年度区切りとする。
- 3 10月1日から翌年3月31日までの間に入会した個人会員については、初年度の年会費を5,000円とする。

団体会員については、入会日から起算して更新を行う。

(会員の特典)

第5条 個人資格会員は、次の特典を与えられるものとする。

(ア) EAPに関するセミナー

- 会員講師による公開講座への無料参加
- 外部講師による公開講座参加費の割引
- 公開講座講師としての登壇（講師は別途DEM専門家登録をした会員に限る）

(イ) 専門家育成事業

- 名古屋EAPコンサルタント研究会への無料参加
- 外部講師による専門家向け講座参加費の割引
- 倫理講習（不定期）参加費の割引
- EAPコンサルタント技能検定講座講師としての登壇（ただしCEAP有資格者で技能検定講座のオブザーブ参加経験が必須）
- 名古屋EAPコンサルタント研究会での事例提出や講師など

(ウ) 企業・団体向けEAPサービス（DEM）への専門家登録（ただし別途登録料が必要）

2 個人一般会員は、次の特典を与えられるものとする。

(ア) EAPに関するセミナー

- 会員講師による公開講座への無料参加
- 外部講師による公開講座参加費の割引

(イ) 専門家育成事業

- 名古屋EAPコンサルタント研究会への無料参加
- 外部講師による専門家向け講座参加費の割引
- 名古屋EAPコンサルタント研究会での事例提出や講師など

3 団体会員は、次の特典を与えられるものとする。

(ア) EAPに関するセミナー

- 会員講師による公開講座への無料参加（ただし、1企業・団体につき2名まで）
- 外部講師による公開講座参加費の割引（ただし、1企業・団体につき2名まで）

(イ) 企業・団体向けEAPサービス（DEM）の利用

(事務局)

第6条 協会の会員事務局を以下に置くこととする。

〒473-0905 豊田市住吉町1-3-1 TEL: 0565-53-3926

鷹コンサルティング・オフィス 中谷典敬

一般社団法人名古屋EAPコンサルタント協会代表理事

附則 この規定は、2015年10月1日から施行する。

規定の変更は理事会の決定を持って行う。

別紙

個人資格会員、個人一般会員の入会資格は以下のとおりである。

●個人資格会員

1 は必須。その上で、2～5 のいずれかを満たす者。

1. C E A P または、E A P コンサルタントの資格を有する者。
2. 産業メンタルヘルスに関わる資格（医師、臨床心理士、シニア産業カウンセラー、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、精神保健福祉士、保健師、看護師、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士など）を有し、産業メンタルヘルスに関わる職歴があること。資格を証明する書類と職歴を提出できる者。
3. 勤務先において産業メンタルヘルスに関わる部署（人事労務、人材育成、安全衛生など）に在籍し、在職証明書が提出できる者。
4. 勤務先が産業メンタルヘルスに関わる業種であり、在職証明書が提出できる者。
5. その他、職業上、産業メンタルヘルスの知識が必要であることの証明書が提出できる者。

●個人一般会員

1. 産業メンタルヘルスに関わる資格（医師、臨床心理士、シニア産業カウンセラー、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、精神保健福祉士、保健師、看護師、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士など）、産業メンタルヘルスに関わる職歴があること。資格を証明する書類と職歴を提出できる者。
2. 勤務先において産業メンタルヘルスに関わる部署（人事労務、人材育成、安全衛生など）に在籍し、在職証明書が提出できる者。
3. 勤務先が産業メンタルヘルスに関わる業種であり、在職証明書が提出できる者。
4. その他、職業上、産業メンタルヘルスの知識が必要であることの証明書が提出できる者。